麻生町報

発行所　麻生町役場（地番四二町生麻）
発行人　麻生町役場　高野勝
印刷所　麻生印刷所

教育委員会

教育委員會七月定例會は、七日午后一時麻生中學校で開會左の議案を審議した。

記

一、昭和三十一年度小中學校使用教科書採擇について
二、公民館長及各分館長任命について
三、麻生町教育委員會請願處理規程を定めること
四、麻生町教育委員會職員の職務に專念する義務の特例を定める規則を定めること
五、麻生町教育委員會の勤務時間に關する規則を定めること
六、麻生町教育委員會職員の勤務時間に關する訓令について
七、青年學級開設について

農業委員会

七月十四日午前十時麻生町農業委員會を麻生町公民館において開催、左記議案について審議した。

記

一、農地法第三條の規定による耕作目的の所有權移轉許可申請に對する進達意見の決定について（一件保留）
二、農地法第三條の規定による貸借權設定の許可について
三、農地法第四條の規定による轉用許可申請に對する進達意見の決定について
四、農地法第二十條の規定による小作地返還許可申請に對する進達意見決定について（保留）
五、未墾地買收計画の一部取消確認について
六、未墾地買收に關する陳情について
七、未墾地賣渡計画の一部取消確認について
八、陳情について　以上

7月末日人口

	男	女	計	世帯數
麻生地區	3,018	3,140人	6,158人	1,108
太田地區	1,201	1,224	2,425	391
大和地區	2,779	3,040	5,819	906
行方地區	1,446	1,525	2,971	502
小高地區	1,965	2,067	4,032	691
計	10,409	10,996	21,405	3,598

"お米の予約申込はおすみですか"

七月三十日麻生町の昭和三十年產米穀事前賣渡推進協議會が公民館に開催され、本年度のお米の豫約要請數量が左記の通り決定されました。

一日も早く豫約を濟して、石二千圓の前渡金を受取り有効に御利用下さい。尙太田農協は八月一日現在で、割當一九三六石に對し、一一〇石の超過で逸早く豫約申込を完了しました。

區分	農協	商協
麻生地區	一七五五石	一一九六石
太田地區	一九三六	二四四
大和地區	三〇七五	一七二五
小高地區	一三三	一六六八
行方地區	三三五〇	〇

今月の税

町民税第二期

納期は8月21日から8月31日迄

町民税第二期の令書が交付されます。納期は八月二十一日から三十一日迄です。令書が御手許に届いたら納税組合を通じて納期内に完納いたしましょう。（納期内に納税組合を通じて納付された場合は組合に對して2/100の奬勵金が交付されます。納期を過ぎるとその日から日歩四錢の延滯金がつきます。）

未納になつてゐる税については督促状及び催告状の發送、更に各支所に於て集合徴收等を實施して、舊新年度共にどん〳〵成績が上つて居ります。税を滯納すると税法上は勿論、町財政の運用にも秩序がなくなる事は前にも書いて來ましたのでおわかりの事と思いますが、一旦滯納になりますと滯納處分迄には調査票その他の印刷物の作成、督促状及催告状の印刷發送、完納者と未納者との絶えざる區分等、種々と仕事も複雑してきます。それは差押處分前の事ですが、差押處分になるまで〳〵容易でなくなります。これに伴つて物件費や人件費もだん〳〵重む事になります。これは直接感じませんが、つまりは町民の負担になります。各人各個の心掛が將來の町發展に大きく影響して行きます。こうした不都合な事を未然に防ぐ爲、町としては納期間の完納を町民各位の愛町の精神に訴えて絶對に確保する樣にしたいと考えるのです。皆樣方の協力をお願いいたします。

印鑑證明はこうして

他人に依頼するときは委任状がいる

近頃私達は印鑑を使用する機會が非常に多くなつて來ました。一例を擧げて見ますと土地の賣渡、申告書類、契約書、借用證書等、一寸した書類には大てい印鑑が必要です

これを見ても印鑑が如何に大切かがわかりますが、これ程大切な印鑑も案外簡單に取扱われ、さ程重要視されていないようです。それは印鑑届印鑑證明願の際他人にこの重要な事を依頼する方が大變多いのです。もちろん印鑑届も印鑑證明下附願も他人に依頼する事は出來ますが、この場合にはたしかに何某に印鑑届を依頼したという委任状（五圓の收入印紙を貼布）が必要で、この外保證書も添付しなければなりませんし、その手續きはかなり面倒になるばかりでなく、事故のもとですから必ず本人の出頭がのぞましい事です。

次に印鑑届等についてのあらましを述べて見ましょう。

一、印鑑届出

印鑑届出の出來る者は本籍人及び本町に住民登録をしてある成年者と云うことになつておりますが、未成年者又は禁治產者でも親權者又は後見人が届出をすることが出來ます。届出をする印鑑は一人一印に限られております。

二、改印届

印鑑を亡失その他の事由により改めようとするときは改印届書に印鑑届のしてある二人以上の成年者が本人の印鑑に相違ないと保證する旨を記載し連署して届出なければなりません。

三、印鑑證明

印鑑届出のしてある者は誰でも本人が出頭して印鑑證明を受けることが出來ますもし本人が出頭できない場合は代理人に依頼することができますが、この場合は必ず委任状が必要で且つ印鑑届のしてある成年者一人以上の保證する保證書を添えなければなりません。

四、本町外に住所を有する本籍人の印鑑證明

麻生町に本籍を有し他の市町村に住所を有するもので本人が出頭出來ない場合は書面で請求することが出來ます。但しこの場合は書留郵便料を納めなければなりません。

五、手數料

印鑑届や改印届には手數料はいりませんが、印鑑證明は三十圓の手數料を納入しなければなりません。

以上簡單にのべましたが、これらの事務は各支所（舊麻生地區は本廳で取扱つている）で取扱つておりますから不明の点は支所でお尋ね下さい。

（印鑑證明の場合）

様式一　委任状

五圓の收入印紙

私行方郡麻生町大字何何何番地何某に左のことを委任する

一、印鑑證明の件

昭和何年何月何日

麻生町大字何番地

何　某㊞

保證書

行方郡麻生町大字何番地

何　某

右の者何々のため出頭出來ないので代理人をして印鑑證明を申請したことに相違ないことを保證する

麻生町大字何番地

何　某

様式二（改印届の場合）

五圓收入印紙

委任状

私行方郡麻生町大字何何番地何某に左のことを委任する

一、改印届の件

昭和何年何月何日

氏　名㊞

改印届

一、印鑑　何　某

私　何々のため改印を申請致します

昭和何年何月何日

住所　何　某㊞

右申請者の印鑑に相違ないことを保證する

住所　何　某㊞

住所　何　某㊞

國勢調査は國の基本的調査……

全國の人口の狀況を調べ、政治、行政の爲の基礎資料となる統計をつくるため行います第一回は大正九年、それから五年毎に実施され、今年は第八回目にあたります。

「調査について」

十月一日、國内に住んでいる人全部で一部の外國人を拔いて調査します。

その方法は、ふだん住んでいる世帶、その世帶にふだん住んでいる人（一部の例外を除いては三ケ月以上となつています）で

その内容は

氏名、世帶主との續柄、男女の別、出生の年月日、配偶の關係、國籍、昭和十六年末までに生れた人について九月二十四日から三十日までの一週間の就業狀態、所屬の事業所の名稱、所在地及び事業の種類、仕事の種類と從業上の地位、住居に關する事項等です。

調査の方法は、内閣總理大臣から任命になつた國勢調査員が調査日の十月一日以前に調査票をくばります。それに前にのべた氏名から國籍の所まで皆さんが記載しておくことになつています。そして調査員が集める時にその后の細かい所をおたずねして記入するのです。

ですから世帶主は記入の義務と調査員の質問に答える義務が昭和三十年國勢調査令に規定されています。と同時に調査員にも秘密をまもる事が固くきめられています。

以上その概要を簡單に述べましたが、要は皆樣の協力がないと

「正確な統計」

「適切な行政」

「正しい政治」

が出來ません。

宜しく御協力をお願します

建築物の届出について

皆さんの中で、住宅や物置、煙草乾燥所等の建物を新築されたり壞して取り除いたりした方がおありになると思いますが、三坪以上の建物を建てたり、取壞したりする方は建築基準法によつて一定の樣式で知事宛（役場經由）に届出をしなければならないのに、舊麻生町を除く舊各村では半年に二、三件位しか届出がない狀況です。

皆さんも御承知のようにお隣や、御近所には新らしく建てたものが澤山あることにお氣付のことと思いますが殆んど無届の狀態であります。

このように無届で放置しておきますと、建築基準法に定める罰則（同法第百條の一壹萬圓以下の罰金）が科せられる事になりますから、皆さんの中で建物を新築したり改築したり又は取り壞しをしたりした方又はしようとする方はその工事に携つたり、工事を賴んだ建築士、建築代理士或は大工さん又は鳶職の方に相談して直ぐに届出をするようにして下さい。

農地等の申告は早く濟ませて下さい

各農家の皆さんの御手許に、地元農業委員（補助員）さんを通じて申告書が配布された事と思います。この申告書の申告は、濟みましたか？未だ申告の濟まない方は、至急申告を濟ませて下さい。この申告書は農地法第八十四條第二項の規定によつて九月一日から同月三十日までの間農業委員會の事務所において縱覧に供します。この申告をしない者には、後日耕作證明等について證明書の發行が出來ない場合がありますから、一人殘らず申告をして自分の權利を守りましょう。

大和第三小学校増築竣工近し

二十八日上棟式擧行

大和第三小學校（大字白濱）の増築工事は昭和二十九年度事業として工費百十萬余圓を以つて建坪三五、七五坪（一教室）の増築を決議し、本年五月竣工の豫定で四月はじめ起工して工事を進めて來たが、時恰も雨天續きと農繁期に遭遇した爲に極度の勞力不足に惱まされ工事は豫定に反し遲延して來たが、請負人並びに關係者各位の絶大なる御努力の結果との程急速に工事の進展を見たので、去る二十八日をトし上棟式を擧行するに至り、當日は工事委員其の他關係者百余名の出席の許に午后三時開會高野町長等の挨拶があつて午后五時式は盛會の裡に散會した。因に本校竣工の曉は近代的感覺に滿ちた臨海校舍として一段とその精彩を放つ事であらう。

少年團から

一、道路清掃

麻生小中學校の兒童、生徒達は、校外での生活を自分達の手でよりよいものにしてゆくために、麻生町少年団を結成して社會奉仕や生活向上のための活動を續けておりますその活動の一環として、自分達の町を出來るだけ明るい清潔なものにしてゆくために、毎週日曜日に午前六時より三十分間道路清掃を行つております。學校側としてもこのような活動を通じて、自分達の住んでいる地域社會に積極的に奉仕しようとする氣持を養い、鄉土愛の精神を育てゝゆこうとしております　よい公民をつくるためには學校教育だけでは不完全であり父兄は不完全じめ地域社會の人全部の協力がなければ達成出來るものではありません。

道路清掃その他、子供達の生活態度等について皆様の御協力をお願い致します。

二、水泳

いよ／＼夏の暑さをむかえ水泳の時期になりました。例年のことですが各地で、生徒の水泳中の溺死その他の事故がつたえられ、學校側としても水泳上の諸注意、水泳実際指導を通じて、その萬全を期したいと考えております。各家庭でも、子弟に次の諸点を嚴守させ、この夏を無事故に過せるよう御協力を願います。

水泳上の注意

一、氣分の悪い時、空腹時、食事直後、睡眠不足の時、悪天候の時は泳がない。

二、泳ぐ前必ず準備運動をし筋肉、四肢の關節を柔らげ水に入る前に身体を水でぬらす。

三、泳ぐ時は(1)一人で泳がず必ず目上の者と行く (2)淺い方から深い方へは行かない (3)時々頭を水でぬらす (4)泳ぎに自信のない者は胸のあたりの深さまでの所で泳ぐ (5)もしもの場合は大聲で救いを求める (6)舟の下をくぐらない。

四、泳ぎ終つたら (1)急に立たない (2)一緒に泳いだ友達の數を調べる (3)耳の水を出す (4)すぐに冷たい飲物を飲まない

水泳をしていけない者

一、今年陽轉した者

二、心臟、肋膜、胃カタル中耳炎、てんかん、脚氣、貧血症等の障害あるもの。

「麻生町少年団指導部」

住民登録について のお願い

住民登録が施行されてから三回目の記念日(七月一日)を迎えました。皆さん方の住所と本籍を同時に知ることの出來る便利な住民票が居住地の市町村役場に備えられてありますが、登録以來皆さん方の住所を變更して居りませんか。若し移轉している場合には十四日以内に新住所地の市町村役場に届出なければなりませんから直ぐ届出て下さい。住民登録と云う制度は市町村の住民であることを公に証明するために住民票と云うカードに皆さん方の本籍や住所、氏名、生年月日等を記載して置き、この住民票によつて選擧―入學―食糧配給―居住証明その他色々の行政上の處理を適正に行うためと、皆さん方の日常生活の利便を圖る目的で設けられたものであります住民登録について届出をしなければならぬ場合とは

一、轉入届（他市町村より移轉して來た場合など。但し子供が生れた場合は出生届するだけでよい）

二、轉居地（今住んでいる町村で移轉した場合）

三、變更届（住民票に書いてある事項に變更があつたとき例えば世帯主が變つた場合など。但し戸籍の届出によつて本籍が變つたとか、死亡したと云うような場合は變更届出の必要はありません）

四、國外移住届（日本國外に移住の目的で出て行く時）であつて、届出義務者は世帯主―代つて管理する者―本人の順序になつています。その届出期間は十四日内でありこれを怠ると過料の制裁がありますから注意を要します。

皆さん常に明るい氣持で住民たる誇りを持ちましょう。

正しい登録で明るい政治を！

衛生

恐しい疫痢

昨日までは元氣一ぱいで、いたづらがはげしく、家族の者よりうれしいことをもらつてあそんで居た子供が、今日はもう亡き人に數へられると云ふのは、病氣では恐しい疫痢だけです。

二才から六才ぐらいまでのかわいゝさかりの子供の命を一夜で奪つてしまいます。

この恐しいことを一時も早く氣づいて處置出來る様大人の方が先づ注意しましょう。

1、元氣で遊んで居た子供が急にグツタリトして食慾がなくなつた時

2、生あくびをむやみにし、時としてはき氣もあります

3、額に手をあてゝ見ると熱が高く、脉の數がとても多く弱い、すぐ氷枕をさせ冷い水で頭を冷しましょう。

4、お腹がはり氣味で又一日ぐらい便秘していることもあります。

5、その内ひきつけます。手足をつゝぱり目はひきつけてくびすじをかたくして全身をつゝぱつてしまい、お腹はポン／＼にはります。この時すぐ浣腸をしてやりましょう。

6、醫師をすぐ迎いる手配をしましょう。この時にはかゝりつけ等にこだはらず一刻も早く來て頂ける様な先生を選びましょう。どんな名醫の方でも時間がおくれてはとりかえしがつきません。

7、醫師に遠く夜分の往診などとても不可能の地に住んで居る場合には、今よく云われて居る抗生物質の藥の常備も必要でしょう。この藥をのませたにしてもあくまでも應急の處置ですから一刻も早く醫師に見て頂けるよう努力しましょう

8、熱があつて手足の先の冷いのは心臟が弱つて來て血液がよく回らないからです湯タンポ等を入れて温めて下さい。

9、家族にお腹の悪い人又近親にそんな人のある時には子供(幼兒)のたべものにはとくに注意しましょう。

10、お腹の具合の悪い人の手は充分に洗ひましょう。(用便の都度石けんをつけて)出來得れば消毒しましょう。

11、蠅の驅除は最も必要です便所、ドブ等の蠅の發生の場所へはサンゾールの溶液をまきましょう。

12、大人にはしぶり腹程度のことも、幼い子供には疫痢という恐しい症状で現れます。

13、すべてに細心の注意をして丈夫に育てましょう。

14、一寸でも様子の悪い時には先づ浣腸をして一刻も早く醫師に診て頂きましょう明日と云はず、今すぐに、早く手當をすれば早く治ります。

15、素人はんだんで暑氣だろうなどと云つて、寝せておく様な時に手おくれになります。

ひきつけ

熱の高い病氣の時にけいれん「ひきつけ」をおこします。このひきつけを突然おこされた時には、本當に誰でもびつくりしてこのまゝになつてしもうのではないのかと、うろうろしてしまいますが、こんな時には落着いて、早く醫師を迎へる様にしましょう。

ひきつけた時の様子は、手足をつゝぱり、目をひきつけて背をそらし首すじを硬くして齒をくいしばり、時として舌をかんで口から血を流すときもあります。そばに居る者に聲をかけずにはいられない様な狀態です。

こんな時に、あわてて子供の名前をよんだり、だき上げたり、ゆすぶつたりしないで

1、舌をかまない様にハシ等にきれいな布片をまいて上下の齒の間へはさんでやります。

2、着物をゆるめ靜かに涼しい處へやすませ、へやは少しくらくしましょう。

3、水枕をあて風通しを良くして額は冷い水でひやしてやりましょう。

4、お腹がはつてきますから浣腸をしてやり、出た便は必ずとつておき醫師に見てもらへます。

5、手足の先の冷い時には湯タンポを入れてやりませう

6、一刻も早く醫師に診てもらう様手配し正しい治療をうけましょう。

太田入干拓期成同盟結成

七月十七日太田入干拓期成同盟が、太田全地區、大和の宇崎、白濱、岡、青沼地區の人々により結成され創立總會が開催された。會長には町長高野勝　副會長矢幡小貫巖宇崎高野通　理事十八名監事二名の役員が決定され、更に顧問に橋本代議士　大久保代議士　出沼縣會議員　芹澤縣會議員を仰ぎ、これが實現に一日も早きを期すべく努力することゝなつた。

この太田入干拓については副會長小貫巖氏の父市太郎氏が大正年間計畫(五十町歩)を進め、その着工を見んとしたが惜しむらくは着手を見ずして故人となられてしまつた。

同盟が、太田全地區、大和の宇崎、白濱、岡、青沼地區の人々により結成され創立總會が開催された。會長には町長高野勝　副會長矢幡小貫巖宇崎高野通　理事十八名監事二名の役員が決定され、更に顧問に橋本代議士　大久保代議士　出沼縣會議員　芹澤縣會議員を仰ぎ、これが實現に一日も早きを期すべく努力することゝなつた。

この太田入干拓については副會長小貫巖氏の父市太郎氏が大正年間計畫(五十町歩)を進め、その着工を見んとしたが惜しむらくは着手を見ずして故人となられてしまつた。

其後幾度か計畫され、研究が續けられたが、實現を見るに至らず今日に及んでいたものである。

舊太田村とし、二三男對策零細農家問題の解決のためには、太田入干拓の實現に俟つ外策なしとして、これが實現を村政の一大方針として、舊大和村と連絡し、土地改良事務所に依頼し基礎的調査を行いたるに、地盤、水深ともに干拓に適當なることが明らかになつていたものである。

この干拓實現の曉には、一五〇町歩の良田が造成され、更に沿岸百町歩に及ぶ不安定田が美田となり、其の効果は倍加されることゝなる。從つてこゝより生産される米穀は莫大にして農家に幸いすると ころは誠に甚大である。又町としても入植者等による住民の増加と生産収入の増加、土地造成より課すことの出來る固定資産税の収入増等と町發展の一助となる譯である。

國策に基く食糧増産、二三男、零細農家の生活安定、町發展と一石三鳥の利益となるわけである。

町村合併により強力となつた「新麻生町」の基本的政策産業振興の一環的方針として強く北浦沿岸の干拓土地造成について中央に又縣當局に懇請し速かなる實現を計ることとなつた。

なを大和村干拓促進期成同盟は橋本代議士を委員長に推し昭和二十七年十一月結成されたが、去る七月十七日第一回總會を大和中學校にて開催した。

無登録犬の捕獲を行います

五月初旬以降各地域毎に實施して參りました畜犬の登録も各々二回施行して一應終了しましたので、保健所の捕獲員によつて無登録犬の捕獲が行はれます。今までに登録と注射を濟まされた畜犬には必ず鑑札と注射濟の証を首輪につかりとつけておいて下さい無登録の犬と一目でわかる様にしておきましょう。

昭和三十年度産麥類採種圃種子の希望者へ

去る七月二十一日麻生地區農業改良相談所に於て箕輪食檢所長小沼檢査官及農業改良普及員方々の愼重なる審査の結果圃場合格した三二点中十一点が種子用として合格した。つきましては希望者は早急に希望種子と交換又は現金配付を受け全數量を最も有効に利用される様御勸めいたします尚採種生産者には配付臺帳を備付け遺漏のなき様注意します。又採種生産者及種類、品種、數量は左記のとおりです

記

種類	品種	數量	採種生産者
小麥	農林六七號	一、四石	大島　新平
〃	〃	二、〇	小峯　新
〃	〃	一、四	羽生德次郎
〃	五〇號	一、六	鬼澤　要七
〃	〃	一、二	東山　昭三
〃	〃	一、〇	水海　晃
〃	西農林六七號	〇、八	箕輪　正雄
大麥さつ		〇、六	山野彌之助
大麥	竹林茨三號	一、二	額賀三千三
〃	〃	二、〇	山本　喜雄
〃	培取一〇五號	一、六	前川　幸成

戸籍便り

六月分の届書より(敬稱略)

出生の部

麻生　箕輪俊男長女克子
富田　闘　忠男五男勝
麻生　羽生太三郎二女多美子
同　羽生昭二三男英夫
同　荒張好之進長男好衛
富田　志村昭雄長女洋子
麻生　深澤金藏三男正憲
同　大川要之助長男喜治男
粗毛　箕輪英雄長女英子
麻生　沼田博孝二男祐治
富田　飯田篤次六男清
根小屋　手賀善之長男喜郎
石神　山野幸雄三女美津江
矢幡　矢幡新三郎長女いつ子
石神　大盛　亘二女みつ子
同　邊田忠治三女幸子
白濱　邊田太郎兵衛二男清孝
四鹿　久保田芳平長男榮市
籠田　柏葉廣貞三男義明
同　柏葉利男長男利幸
白濱　塚本茂男三女よし枝
小牧　渡邊廣喜長男馨
同　高崎義守三女美津枝
同　大川治男長女富美
四鹿　内山芳雄六女はや子
五町田　大輪茂長女憲子
於下　磯山重藏長女ふみ子
行方　宮本貢長女敎子
同　田山信男二男清貴
島並　奈良崎健助二男進
井貝　箕輪助雄二女すみ子
南　羽生嘉宏三男宏志
小高　茂木末治長女喜美子
南　大貫平助二男明宏

死亡の部

麻生　大盛せき
同　庄司才助
富田　海老澤てつ
同　濱田惣助
矢幡　倉辻いし
同　小島甚太郎
石神　山野みね子
岡　富田　實
於下　橋本泰作
同　濱田利江
小高　谷田みか
同　小山田四郎

以上の人々であつた